

川島町新ごみ処理施設整備基本構想等策定業務委託

仕 様 書

令和5年4月

川島町

川島町新ごみ処理施設整備基本構想等策定業務
仕様書

- 目次 -

第1章 総則

1.1 業務の目的	1
1.2 業務の名称	1
1.3 業務の場所	1
1.4 業務期間	1
1.5 仕様書の適用	1
1.6 業務の内容	1
1.7 関係法令等	1
1.8 資料の貸与	2
1.9 秘密の保持	2
1.10 関係官公署との協議	2
1.11 議事録	2
1.12 提出書類	2
1.13 管理技術者及び担当技術者	2
1.14 工程	3
1.15 検査	3
1.16 引渡し	3
1.17 支払い	3
1.18 疑義の解決	3
1.19 成果品	3

第2章 ごみ処理基本計画

2.1 ごみ処理に関する基礎資料などの収集・整理	4
2.2 ごみ処理の課題の抽出・整理	5
2.3 ごみ処理基本計画の基本方針等	5
2.4 ごみ処理基本計画の内容	5
2.5 パブリックコメントの実施支援	6
2.6 成果品	6

第3章 施設整備基本構想

3.1 施設整備基本構想策定の趣旨	7
3.2 ごみ処理の現状と課題の整理	7
3.3 広域処理の基本方針	7

3.4	ごみ処理技術の動向	8
3.5	ごみ処理体系の検討	8
3.6	建設候補地の造成及び施設配置	9
3.7	概算建設費及び概算維持管理費の検討	10
3.8	施設整備基本構想	10
3.9	建設用地の設定と課題の整理	11
3.10	跡地利用の検討	11
3.11	パブリックコメントの実施支援	11
3.12	成果品	12

第4章 循環型社会形成推進地域計画

4.1	循環型社会形成推進地域計画の内容	13
4.2	関係者との協議支援及び添付資料の作成	13
4.3	成果品	13

第5章 ごみ処理広域化協議会及び地元連絡会議等運営支援業務

5.1	運営計画の作成	14
5.2	資料の作成	14
5.3	ごみ処理広域化協議会及び地元連絡会議等への出席と資料説明	14
5.4	会議録作成	14

第1章 総則

1.1 業務の目的

本業務は、川島町と桶川市で協議を行い、1市1町でごみ処理の広域化を推進するとしたことから、川島町内に新規のごみ処理施設を整備するための基本となるごみ処理基本計画及び施設整備基本構想を策定し、後年のごみ処理施設の整備・運営に向けた計画資料とすることは勿論のこと、川島町及び桶川市のごみ処理事業を円滑に進め両市町の住民の生活環境の向上に寄与することを目的とする。また、循環型社会形成推進交付金制度に基づいた、循環型社会形成推進地域計画を策定すること及びごみ処理広域化協議会や地元連絡会議等の運営を支援するものとする。

1.2 業務の名称

川島町新ごみ処理施設整備基本構想等策定業務委託

1.3 業務の場所

川島町

1.4 業務期間

契約締結日から令和7年3月28日まで

1.5 仕様書の適用

本仕様書は、川島町（以下「甲」という。）が計画している「川島町新ごみ処理施設整備基本構想等策定業務」に適用する。また、本仕様書に明記されていない事項であっても、目的達成のために必要と認められる業務については、本仕様書の適用範囲として、受注者（以下「乙」という。）の責任において実施する。

1.6 業務の内容

(1) 令和5年度

- ア ごみ処理基本計画策定業務
- イ 施設整備基本構想策定業務
- ウ ごみ処理広域化協議会及び地元連絡会議等運営支援業務

(2) 令和6年度

- ア 循環型社会形成推進地域計画策定業務
- イ ごみ処理広域化協議会及び地元連絡会議等運営支援業務

1.7 関係法令等

乙は、本業務の実施にあたり、本仕様書に定めるもののほか、関係する法令等を遵守する。

1.8 資料の貸与

本業務の実施にあたり、必要な資料の収集、調査等は原則として乙が行うが、甲及び桶川市が保有する資料については貸与する。乙は貸与を受けた資料のリストを提出し、業務完了後速やかに返却する。

1.9 秘密の保持

乙は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとして、中立性を厳守する。

1.10 関係官公署との協議

乙は、関係する官公署との協議を必要とするとき、また、協議を求められた場合は、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく甲に報告する。

1.11 議事録

乙は、打ち合わせの都度、その内容に対する議事録を作成のうえ、速やかに甲に提出し、確認を受けること。

1.12 提出書類

乙は、本業務の着手及び完了に際し次の書類を提出するものとする。なお、承認された事項を変更しようとするときはその都度、甲の承認を受けて実施する。

また、乙は、本業務を円滑に実施できる体制を整備し、業務実施体制書を作成し、業務計画書と合わせて甲に提出するものとする。

(1) 着手時

- ア 着手届
- イ 管理技術者届／担当技術者届
- ウ 業務工程表
- エ 業務計画書
- オ 業務実施体制書

(2) 完了時

- ア 納品書
- イ 成果品一式
- ウ 業務完了通知書
- エ 業務工程表（実績）

1.13 管理技術者及び担当技術者

乙は、専門的な知識を必要とするものについては、十分な経験や経歴を有する技術者を配置し、秩序正しく業務を遂行しなければならない。また、管理技術者（管理技術者は、川島町委託契約約款第8条に定める現場責任者を読み替えて扱うものとする。）及び担当技術者を定め、業務全般にわたり技術的な管理を行うとともに、社内におけるチェック体制を整え、品質の向

上に努めるものとする。なお、管理技術者は、原則として全ての定例打合わせに出席するものとする。

管理技術者及び担当技術者の要件は、川島町新ごみ処理施設整備基本構想等策定業務委託公募型プロポーザル実施要領に示すとおりとする。

1.14 工程

乙は、本業務の遂行上その工程に変更が生じた場合、ただちに変更工程表を提出し、甲と協議し承認を受ける。なお、乙は、業務の進捗及び品質を確保するため、適切なプロジェクト管理を行い、効率的な業務の実施に努めるものとする。

1.15 検査

乙は、本業務の完了に際し甲の検査を受けるものとする。なお、検査完了後であっても、成果品に関して不備・見直しがあった場合、乙の負担において速やかに訂正のうえ、納品すること。

1.16 引渡し

乙は、成果品の検査に合格後、成果品を一式納品し、業務の完了とする。

1.17 支払い

甲は、乙が「1.6 業務の内容」に示した実施年度ごとに履行し、引き渡しをした業務に対して、あらかじめ予算に定められた限度額を上限に支払うものとする。

1.18 疑義の解決

乙は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合、自己解釈することなく甲と協議したうえで、甲の意図を十分に理解し業務を遂行する。

1.19 成果品

乙は、本業務の完了に際し、各章に記載された成果品を提出する。なお、成果品の作成及び編集方法等については、あらかじめ甲と協議のうえ作成する。

※ 施設整備基本構想及び概要版の作成にあたっては図や表を用いるなど、視覚的な理解しやすさを重視してデザインすること。

※ PDFファイルと合わせて、元データを納品すること。

※ 打ち合わせ議事録及び参考資料等は別冊として取りまとめ、2部納品すること。

※ 業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献や資料名を明記すること。

第2章 ごみ処理基本計画

本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項（一般廃棄物処理計画）の規定に基づき、廃棄物を取り巻く地域の特性及びごみの処理・処分の実態と今後の社会・経済情勢、地域の開発計画及び住民の要望を十分に踏まえ、両市町における中・長期的、総合的な観点からごみ処理計画（発生・排出抑制、資源化、収集・運搬、中間処理及び最終処分）の基本方針を明確にすることを目的とする。

なお、両市町における既存のごみ処理基本計画と整合を図るものとする。

2.1 ごみ処理に関する基礎資料などの収集・整理

(1) 基本的事項の把握

ごみ処理対象地域の現状把握を行うために、以下に示す基本的事項に関する既往資料の収集と整理及び解析を行う。

- ア 自然的概況
- イ 人口動態・分布
- ウ 市街地、集落等の状況
- エ 産業の動向
- オ 土地利用状況
- カ 将来計画（総合計画、その他関連計画）

(2) ごみ処理の現況把握

既往の資料に基づき、両市町におけるごみの発生、収集・運搬、中間処理及び最終処分の状況について実態を整理する。

ア 家庭系ごみ及び事業系ごみ

原則として過去5ヶ年以上の実績により種類ごとに発生量を把握し、整理・検討する。

イ ごみの性状

ごみの種類別、焼却灰・飛灰の組成及び発熱量について、原則として過去5ヶ年以上の実績を把握し、ごみ質の地域特性を確認し、把握・整理する。

ウ ごみ処理体制

ごみの発生・排出抑制、分別区分、収集・運搬、中間処理、最終処分に関わる運営管理体制などを整理する。

エ ごみ処理の実績

ごみの種類別発生量、減量化・再生利用量、収集・運搬量、中間処理量、最終処分量、温室効果ガス排出量等の状況について、原則として過去5ヶ年以上の実績を把握・整理する。また、直近年の実績をフローチャート等で図示する。

また、ごみ処理に係る財政及び処理コストについて、過去5ヶ年以上の実績を把握・整理する。

(3) ごみ処理行政等の動向

ア ごみ処理行政の動向

国、都道府県、近隣市町村におけるごみ処理行政の動向について整理する。また、ごみ処理広域化の状況についても整理する。

イ 関連法令等

ごみ処理に関する法令、国や都道府県の廃棄物処理に関する基本方針や基本計画、環境保全などのごみ処理に関する法令の整理を行う。

ウ ごみ処理技術の動向

最近のごみ処理技術に関する動向を調査し整理する。

2.2 ごみ処理の課題の抽出・整理

(1) ごみ処理の評価

前項で整理した実績を基に、ごみ処理システムについて、発生・排出抑制、循環型社会形成面、公共サービス面、環境負荷面、経済面から評価する。評価にあたっては、両市町で設定した目標値、国の目標値、全国・都道府県・類似団体の平均値等の組み合わせによって評価する。

(2) 課題の抽出

これまでの実績、実績に対する評価、施策の取組み状況の評価に基づき、発生・排出抑制、資源化、収集・運搬、中間処理、最終処分、ごみ処理経費などのごみ処理行政の課題や、住民と事業者が果たすべき役割に関する課題について分析し整理する。

2.3 ごみ処理基本計画の基本方針等

(1) 基本方針

整理した現状及び課題に基づき持続可能な開発目標（SDG s）を念頭に、ごみ処理基本計画の基本方針を明らかにする。

(2) 他の計画との関連

関係法令、上位計画、両市町の関連計画との関係について整理する。

(3) 目標年次

目標年次は原則として計画策定時から 10～15 年程度とし、必要に応じて中間目標年次を設ける。

2.4 ごみ処理基本計画の内容

(1) ごみの発生量及び処理量の見込

整理した現況のごみ排出量を、発生源別に調査し、人口統計、産業構造及び両市町の開発に関する計画等を考慮して、将来の計画目標年次に至るまでのごみの減量化量、再生利用量及び排出量等をごみの種類別に推計する。推計は、現状施策のまま推移する発生量及び処理量を推計するとともに、新たな施策を実施する場合の発生量及び処理量を推計する。

ア ごみの減量化量、再生利用量の見込み

イ ごみの発生量、処理量の見込み

(2) ごみの排出抑制のための方策

ごみの排出量が減ることで、焼却や埋立などの処理をしなければならないごみの量が減少することから、温室効果ガスの排出を抑制し、循環型社会の創造に役立つこととなる。また、より小さな施設での処理が可能となり、施設整備費や運転経費の負担も軽減されることから、

ごみの排出抑制のための方策を検討する。

ア 両市町における方策

イ 住民における方策

ウ 事業者における方策

(3) 両市町におけるごみの種類及び分別の区分等の検討

家庭や事業所から排出される段階で、再生利用に配慮した区分で分別収集できるよう両市町における分別区分等の検討を行う。なお、計画目標年次におけるごみの発生量及び排出抑制量、処理量の見込み、分別基準適合物ごとの量等を推計する。

(4) ごみ処理計画の策定

ごみ処理計画は、以下に挙げる項目について詳細な施策を検討する。目標年次に至るまでの処理計画の内容を現行の処理内容を踏まえ、ごみの種類別、処理主体別に定める。

ア 発生・排出抑制計画

イ 資源化計画

ウ 収集・運搬計画

エ 中間処理計画

オ 最終処分計画

カ 啓発・推進計画

キ その他

2.5 パブリックコメントの実施支援

ごみ処理基本計画に係るパブリックコメントに必要な資料を作成し、寄せられた意見等をまとめ、ごみ処理基本計画の策定に活用する。

なお、パブリックコメントの時期については令和6年1月を予定することから、協議会における審議の期間などを考慮した工程を作成し、各種検討を進める。

2.6 成果品

(1) ごみ処理基本計画（本編）	14部
(2) ごみ処理基本計画（概要版）	40部
(3) 上記電子データ	一式

第3章 施設整備基本構想

本業務は、ごみ処理基本計画で整理した現状と課題を踏まえ、ごみ処理の広域化の実現に必要な調査及び検討を行うものとする。また、川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会での協議内容や、ごみ量、ごみ質の長期見通しなどを検討し、ごみ処理体系案を作成、比較・評価を行い、最適なごみ処理体系を選定し、それに基づき施設整備基本構想を策定する。また、構想の策定にあたっては、両市町における各種計画等との相互調整を図るとともに、ごみ処理をめぐる今後の社会及び経済情勢を踏まえ、将来にわたる安定的なごみ処理システムの構築を念頭に、検討を進めるものとする。

3.1 施設整備基本構想策定の趣旨

国の方針及び両市町のごみ処理広域化に至る経緯やそれぞれの地域特性（位置、人口及び世帯数の動態、産業動向、土地利用状況など）、ごみ処理施設の現状を両市町の一般廃棄物処理基本計画、同実施計画、施設の精密機能検査報告書等を参考として整理する。

また、両市町のごみ処理の課題とその解決手段としての広域化の意義を簡潔に示すとともに、本構想の位置付けについて明確にする。

3.2 ごみ処理の現状と課題の整理

ごみ処理基本計画で整理した事項を基に、以下の項目について取りまとめを行う。また、構想策定過程において政策面の変更（分別区分の変更や有料化など）が見込まれる場合には、それらを考慮する。

さらに、施設整備基本構想の策定に必要なごみ質の設定を行う。ごみ質の設定に必要な可燃ごみの組成分析結果は両市町より提供する。

(1) ごみ処理状況の把握

- ア ごみ処理体制
- イ ごみの種類別の発生量
- ウ ごみの性状
- エ ごみ処理の実績及び施設の状況等
- オ ごみ処理経費

(2) 現状の課題（分別・排出、収集・運搬、中間処理、最終処分等）

(3) 将来人口及びごみ処理量等の推計（種類別内訳を含む）

(4) 共同処理における計画処理量（目標値）の設定

3.3 広域処理の基本方針

両市町のごみ処理の実態から課題を整理した上で、広域処理を具体化するために以下の検討を行い、目指すべき方針を示す。

(1) 広域処理を行う業務範囲の検討（共同処理事務の範囲）

広域処理を行うごみの検討については、両市町でそれぞれ直接処理を行うことがより効率的なごみを除き、すべてのごみを広域で処理できるかどうか検討していることから、効率的な共同処理体制の構築を視野に入れたごみ処理施設のあり方について検討したうえで方向

性を示す。

- (2) ごみの分別区分の見直し等の検討
- (3) 収集運搬方法の検討（搬入量と搬入台数の調査検討を含む）
- (4) その他必要な検討

3.4 ごみ処理技術の動向

ごみ処理基本計画を踏まえて、ごみ処理施設における最新の技術的動向を調査し、両市町のごみ処理施設の現状とともに整理する。

- (1) 中間処理の技術的動向調査
ごみの焼却、溶融、熱分解、堆肥化、RDF（固形燃料化）、バイオマス（メタンガス化等）等の技術的動向の把握を行う。
- (2) 資源化・再生利用施設の技術動向調査
資源化・再生利用施設の技術動向の把握を行う。
- (3) 焼却灰・飛灰処理に関する技術動向調査
ごみ処理施設から発生する焼却灰や飛灰等について、資源化や処理方法の技術的動向や埼玉県内の状況の把握を行う。
- (4) 最終処分の技術的動向調査
最終処分についての技術的動向の把握を行う。
- (5) ごみ処理施設における災害対策技術等動向調査
ごみ処理施設及びその周辺において発生が予測される災害について、国内における災害対策手法及び実績の把握を行う。
- (6) ごみ処理施設受注動向調査
ごみ処理施設の最新受注動向について整理する。

3.5 ごみ処理体系の検討

ごみ処理施設を対象に次の事項について検討する。

- (1) ごみ処理体系に関する基本方針
ごみ処理体系案を検討するための基本的な考え方及び広域処理の対象とするごみ種について整理する。
- (2) ごみ量及びごみ質の推計
計画目標年次までのごみ量（可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみ等）及びごみ質に関しての長期見通しを検討し、将来的に必要となるごみ処理施設の規模及び計画、ごみ質について整理する。
- (3) 処理技術の適用性の検討
ごみ処理技術の動向を検討した結果に基づいて施設規模を想定し、適用するごみ処理技術の信頼性、安全性、経済性等について検討する。
- (4) ごみ処理体系案の作成
ごみ処理基本計画等を参考にして、今後整備が必要となる各処理施設の必要な規模、施設構成や処理方法をはじめ、今後のごみ処理体系について複数案を検討する。

(5) ごみ処理方式の検討

前号のごみ処理体系案の検討に合わせて、両市町のごみ処理に適した処理方式について検討及び整理を行う。

(6) ごみ処理体系の評価

前号までの検討結果を踏まえ、作成されたごみ処理体系案を総合的に評価するための評価基準を設定し、比較・評価して、実効性と経済性に優れたごみ処理体系を選定する。

(7) ごみ処理フローの整理

選定されたごみ処理体系において想定される、ごみ処理施設の処理フローを整理するとともに、発電効率について検討する。

3.6 建設候補地の造成及び施設配置

建設候補地の位置、地形等を勘案して、造成位置、造成レベル、造成方法、調整池等について概略の検討を行う。

(1) ごみ処理施設の条件整理

造成計画に必要なごみ処理施設の必要面積について条件を整理する。なお、車両が施設敷地外で滞留することの無いように検討を行う。

(2) ごみ処理施設整備の検討

ごみ処理施設については環境への配慮や防災の重視等、基本コンセプトを設定し、環境学習施設や余熱利用施設、地域還元施設等について整理する。

(3) 周辺施設計画

建設候補地へのアクセス道路の取り付け、河川堤防について課題を整理する。また、今後、川島町が検討を要する高台避難場所等との関連について整理する。

(4) 雨水排水計画

造成に伴い必要となる雨水排水施設の基本事項をとりまとめる。とりまとめにあたっては、既存施設との取り合いに配慮するとともに、雨水排水先については必要に応じ排水施設の構造等について関係機関と協議を行う。

(5) ゾーニング計画

前号までの内容を基に建設候補地内におけるゾーニングを検討し、計画平面図を作成する。なお、検討内容に応じて、必要な場合は複数案を作成する。

(6) 造成計画

建設候補地の地形、洪水等の災害を考慮した最適な計画地盤高及び配置・動線計画について、周辺の地質調査結果を基に検討を行う。なお、以下の浸水対策について事業費や費用対効果などの比較検討を行う。

ア 盛土造成

イ ランプウェイ

ウ 止水壁

エ その他、有効な浸水対策

3.7 概算建設費及び概算維持管理費の検討

前項までに整理した内容を基に、概算建設費及び概算維持管理費（15～20年程度）を算出するために、プラントメーカーへのヒアリングを行う。

3.8 施設整備基本構想

選定されたごみ処理体系の最適案に基づいて、施設整備基本構想としてとりまとめる。

(1) 施設整備内容の決定

前項までに整理及び検討した内容を踏まえ、施設整備の概要について取りまとめる。なお、処理方式については、安定的なごみ処理システムの構築を念頭に、確立された技術と豊富な実績を十分に考慮して、比較検討を行うものとする。なお、運営に関しては事業手法を含むものとする。

(2) 敷地条件（法規制状況等）

周辺の土地利用や首都圏中央連絡自動車道などの緊急輸送道路、河川計画、高圧線による制約の他、関係法令等を十分調査し、円滑な施設整備に向けた条件整理を行い、各種検討に反映するものとする。

(3) 公害防止条件

各種法令や施設周辺に存在する他施設における公害防止条件を整理する。

(4) 電気・機械設備

地球温暖化などの環境対策として、効率的なエネルギー回収（廃棄物エネルギーの活用）の他、省エネルギーや再生可能エネルギーの導入についても積極的に検討を行う。

また、発電については、想定される発電量やエネルギー回収率について、循環型社会形成推進地域交付金の交付要件を考慮し検討を行う。

(5) 土木・建築

外構計画、動線計画、車両搬入出計画を含み、施設整備における土木・建築について検討を行う。

(6) 災害時の対応

災害時において、会議室等を一時避難場所として利用することや、防災備蓄倉庫などについて検討を行う。また、災害時に施設の自立稼働が可能となる設備や対策について、検討を行う。

(7) 余熱利用

ごみ処理施設から発生する廃棄物エネルギー（蒸気エネルギー・発電エネルギー）の効率的な活用方策について整理する。

また、エネルギー回収率について、循環型社会形成推進地域交付金の交付要件を満たすことができるか検討を行い、エネルギー回収率が交付要件を満たさないと結論が出た場合は、循環型社会形成推進地域計画の策定について速やかに協議をすること。

(8) 事業主体の整理

ごみ処理施設を整備及び運営する場合に想定される事業主体について、その得失を比較し、その上でごみ処理施設の整備及び運営を担うに当たり最適な事業主体について整理し、結果については一覧表にするとともに、事業主体確定までの事務手続きやスケジュールについて

取りまとめを行う。

(9) 事業手法の整理

ごみ処理施設を整備及び運営する場合に採用可能な事業方式について整理し、その得失及び導入実績について比較する。

(10) 施設整備スケジュール

事業スケジュールは、本構想策定から両市町のごみ処理施設の稼働に至る一連のスケジュールを作成するものとする。なお、交付金や都市計画等の各種手続きの時期についても全体工程の中で事業が円滑に進められるよう整理し、事業計画の立案及び予算計画の作成に資するものとするため、年度別資金計画についても前項での検討を踏まえ整理する。

(11) 既存施設の存続、廃止

両市町のごみ処理の現状及び本構想で定める広域処理の枠組みを踏まえ、共同処理施設建設後に用途廃止となる川島町環境センター及び桶川市環境センターの解体について検討を行う。

(12) 財政計画

ア 事業費及び資金計画について

事業に要する概算事業費を算定する。算定は、設計・整備コスト、維持管理・運営コスト、その他関連コスト（既存施設解体コスト、計画支援事業コスト等）を含むものとし、「循環型社会形成推進地域計画」に使用できる内容とする。また、単独処理とのコスト比較も合わせて行い、広域化のメリットを定量的に明示する。

また、資金計画については両市町の実情を踏まえた上で、交付金、起債、一般財源などの財源に係る諸条件を整理し、資金計画を取りまとめる。事業手法による制約や留意点がある場合については、これらも整理する。

イ その他（広域化によるメリットなど）

3.9 建設用地の設定と課題の整理

施設整備基本構想に基づく概略の施設計画から、概ねの必要建築面積と敷地面積を求め、これに対応する建設用地の設定と当該用地における課題及び対応方針を整理する。

また、建設用地の条件（建ぺい率、容積率、各種の法的規制状況）を調査し、事業の進捗にあわせて必要となる行政手続きを抽出する。さらに、接道要件や敷地内及び周囲の車両動線の他、建設用地における周辺整備の必要性を検討する。

3.10 跡地利用の検討

川島町及び桶川市内の現在のごみ処理施設敷地（市・町有地）の跡地利用について検討を行う。

3.11 パブリックコメントの実施支援

施設整備基本構想に係るパブリックコメントに必要な資料を作成し、寄せられた意見等をまとめ、施設整備基本構想の策定に活用する。

なお、パブリックコメントの時期については令和6年2月を予定することから、協議会にお

ける審議の期間などを考慮した工程を作成し、各種検討を進める。

3.12 成果品

- | | |
|-------------------|------|
| (1) 施設整備基本構想（本編） | 16 部 |
| (2) 施設整備基本構想（概要版） | 80 部 |
| (3) 上記電子データ | 一式 |

第4章 循環型社会形成推進地域計画

本業務は、廃棄物の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進し、広域的かつ総合的にごみ処理施設整備を実施するため、ごみ処理基本計画等の内容も踏まえ、循環型社会形成推進地域計画を策定することを目的とする。これにより交付金事業としての事業開始に資するものとする。なお、当計画は生活排水に係る計画を含まないものとする。

なお、埼玉県環境部資源循環推進課への提出時期は令和6年10月を予定しているため、令和6年9月末日までに、十分事前調整したうえで取りまとめるものとする。

本計画期間は、原則として5年間とされているが、事業化に向けたスケジュールを十分考慮し、整合を図ったうえで適切な計画期間を定めるものとする。

4.1 循環型社会形成推進地域計画の内容

ごみ処理基本計画及び施設整備基本構想で整理した事項を基に検討を行い、以下について取りまとめを行う。

(1) 循環型社会形成を推進するための基礎的な事項の検討

循環型社会形成推進地域計画策定に必要な基礎資料や情報を整理し、基礎的な事項について検討する。

(2) 循環型社会形成を推進するための現状と目標の検討

ア ごみ処理の現状

イ ごみ処理等の目標

(3) 循環型社会形成を推進するための施策の検討

ア 発生抑制・再使用の推進

イ 処理体制

ウ 処理施設の整備

エ 施設整備に関する計画支援事業

オ その他の施策

(4) 計画のフォローアップと事後評価

循環型社会形成推進地域計画のフォローアップと事後評価の時期や内容等について整理し、取りまとめを行う。

4.2 関係者との協議支援及び添付資料の作成

循環型社会形成推進地域計画の作成にあたり埼玉県との事前協議の際は、協議資料の作成を支援する。なお、協議資料は、地域計画に記載した計画対象地域、計画期間、基本的な方向性、処理目標並びにごみ処理のソフト面及びハード面の施策等の記載事項について、循環型社会形成推進地域計画に取りまとめるに至った経過を踏まえ作成する。

4.3 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 循環型社会形成推進地域計画 | 10部（A4版） |
| (2) 循環型社会形成推進地域計画 | 電子データ：1式 |

第5章 ごみ処理広域化協議会及び地元連絡会議等運営支援業務

ごみ処理広域化協議会及び地元連絡会議等に係る次の支援を行う。なお、令和5年度はごみ処理広域化協議会3回、地元連絡会議等4回、令和6年度は地元連絡会議等1回を予定する。

- ※ ごみ処理広域化協議会とは、1市1町でごみ処理の広域化を推進するため、両市町の首長により組織された会の名称である。
- ※ 地元連絡会議等とは、地域住民と町が情報共有及び意見交換を行い、双方の理解を深めるとともに、地域環境の保全、地域住民の安全・安心の確保について協議を行う場である地元連絡会議及び施設整備基本構想を地域へ説明を行う説明会の名称である。

5.1 運営計画の作成

施設整備基本構想等策定に向けて、甲が提示する基本スケジュールを踏まえ、ごみ処理広域化協議会運営スケジュール、議題等の運営計画を作成する。

5.2 資料の作成

論点整理及び協議等に必要となる資料を作成し、出席者分の配布資料の印刷を行う。資料については加工しやすい形式とする。

5.3 ごみ処理広域化協議会及び地元連絡会議等への出席と資料説明

乙は、甲の要請に基づきごみ処理広域化協議会及び地元連絡会議等へ出席し、必要に応じて資料説明を行うとともに技術的な助言を行う。

5.4 会議録作成

乙は、会議後速やかに会議議事録を作成する。